

第7章 文化財の保存・活用を推進するための体制整備

第1節 市民の参加と協働の体制

1 住民等の参加による保存・活用の体制づくり

市内の多様な文化財と、その文化財を生み育んできた歴史文化を総合的に保存・活用することは、地域の魅力と活力の向上を図るための重要な方策である。これまで本市では、基礎調査を通じて地域の文化財の所在及びその価値を見だし、記録保存や文化財指定制度を通じた保護施策をとってきた。文化財部局は、観光部局、都市計画部局との密接な連携によって文化財保護はこれまでも一定の役割を果たしてきたが、文化財の活用という面では十分であったとはいえない。そこで、庁内に文化財部局、観光部局、都市計画部局、企画部局、地域づくり部局等からなる「歴史文化基本構想推進チーム（仮称）」を設置するなどしてさらに庁内の連携を強化することが求められる。

地域の魅力と価値の向上を図るためには地域自らが文化財を活用する仕組みを創ることが重要である。例えば、史跡三ッ城古墳を活用した地域住民による「光の宴」は年1回のイベントであるが、「光の宴」を撮影した写真のコンテストを開催するなど、



写真 7-1 光の宴（三ッ城古墳）

関連イベントも実施し、文化財と地域の魅力を高めることに成功している²。

これらの取組みは、第5章で示した「効果が短期間にとどまる投資」に相当する。すなわち、文化財と地域の魅力を向上させる効果は高いものの、その効果は短期的である。しかし、工夫を凝らしながら継続して実施することでその魅力を維持することが可能であると思われる。

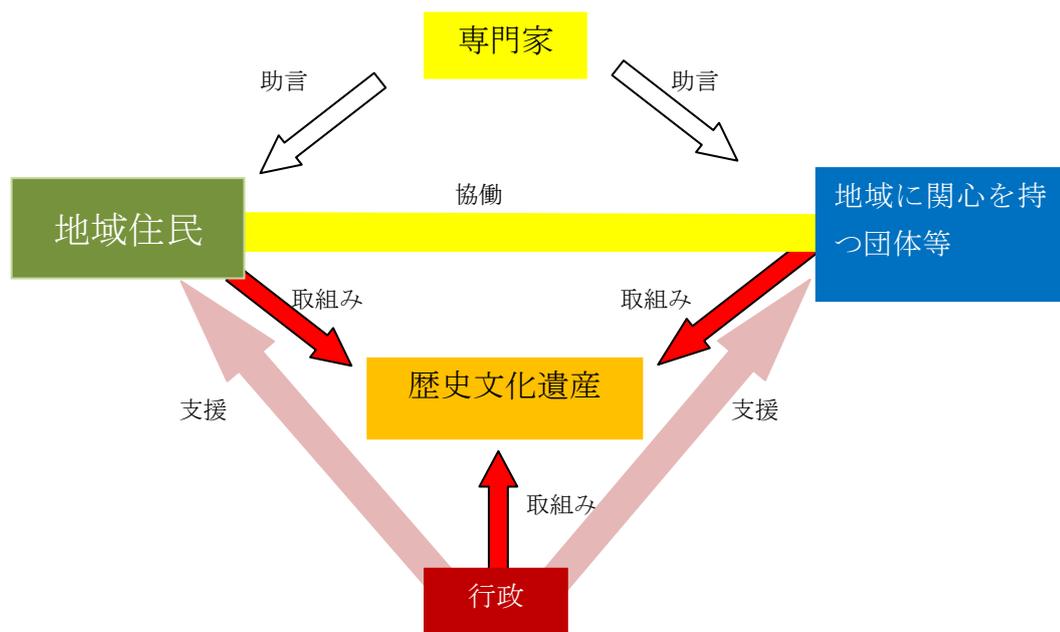


図 7-1 歴史文化遺産の保存・活用の関係

² 三ッ城自治協議会が主催する事業。

イベント等の短期的な視野のもとでの投資に限らず、地域社会の中で保存されてきた文化財や生活文化等の歴史文化遺産を将来にわたって保存、継承、活用していくための「効果が長期的に継続する投資」のためには、その主たる担い手として地域住民の参画が求められる。その一方で、地域住民にとって地域の歴史文化遺産はそれほど関心を惹く存在ではない場合が多く、住民の側から積極的な保存・活用を働きかける動機が生じ難いと考えられる。そのため、本構想を活用し、学術的な専門家、地域活性化に係る専門家等の助言の下、地域に関心を持つ個人や各種団体（自治組織、観光関係者、NPO法人等を含む）及び行政の働き掛けと支援による、バランスのとれた長期的な視野にたった投資が地域の歴史文化遺産の存在を顕在化させ、地域の魅力と活力の向上を図ることにつながると考えられる。

2 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

前項でみたように、地域の文化財や生活文化等の歴史文化遺産の保存・活用には、地域住民及び地域に関心を持つ個人や団体の協働が欠かせない。しかし、歴史文化遺産を保存・活用するための知識や技術、方法等を知る人は多くない。このため、地域の歴史文化遺産についての情報を広く公開し、誰でもその情報にアクセスすることができるようにすることが重要である。また、地域において歴史文化遺産を活用しようとする個人や団体の支援や助言を通じて、少しでも多くの人や団体が歴史文化遺産を活用した地域づくりを行う体制の整備が必要である。このような体制には個人や地域、NPOなどの任意団体だけでなく、「キャンパスまるごとミュージアム」³を実施している広島大学総合博物館などの公的、学術団体なども重要な役割を果たすことが期待される。そのような団体は地域づくりの実施だけでなく、他の活動の支援・助言においても欠かせない存在である。構想を実現していくためには、多様な専門家を交えた支援・助言組織をつくることが重要である。

またこれに加えて、次世代を担うこどもたちへの働きかけも欠くことができない。現在、東広島市では、「1校1和文化」として様々な伝統文化や地域の歴史・伝説などを取り上げた学習活動が行われている。このような動きを基本構想の実現のために取り込み、こども達を次世代の歴史・文化の担い手へと育成する工夫や実践が強く求められる。

第2節 文化財の保存・活用の発展的展開

1 歴史文化を活かしたまちづくりの展開

東広島市では市民が主体的に取り組む市民協働のまちづくりが進められている。歴史文化を活かしたまちづくりにおいても、市民が主役のまちづくりが求められる。

そのようなまちづくりの方向性の一つが、地域・住民自らが遺すべきものと判断したものを地域の遺産として、従来の文化財保護制度に依らない独自の制度で保存・活用する動きである。このような「市民遺産」や自治体名を付して「〇〇遺産」などと呼ばれる運動は、全国各地で始まっている。「地域遺産」と総称される各自治体独自の制度は、地域住民からの提案、公募という点で共通しており、文化財の6類型とは関係なく、地域・住民が遺し、守り、伝えたいという地域・住民が主体となった歴史・文化の保存・活用の取組みである点に特徴がある。既に地域遺産制度を活用している自治体の一つに太宰府市がある。太宰府市の「認定太宰府市民遺産」は「地域の歴史・文化・自然など、市民が

³広島大学総合博物館本館を中心にキャンパス内に点在するサテライト館とそれらをつなぐ発見の小径で構成されるもの。

自慢して語りたいストーリーとその証拠群(文化資源/文化財)である。」と定義されている。文化財をストーリーで語るという点に、歴史文化基本構想の関連文化財群や日本遺産との親和性がある。

本市においても、住民自治協議会へのアンケート調査結果が示すように地域の文化遺産を活用して地域活性化を図っている住民自治協議会が多数存在する。活動の内容は説明板・案内標識の設置、ウォーキングコースの設定、文化財の環境整備、地域内のマップづくり、郷土史講座の開催、年中行事の実施等、多岐にわたる。それぞれの地域に市民が大切だと感じている文化財・文化遺産があり、それは必ずしも指定文化財に限らない。平成19年に「遠野遺産認定制度」を始めた遠野市では、平成28年8月現在、149件の遠野遺産が認定されており、指定文化財の件数よりも多い。本市においても上記のような住民団体の活動状況を踏まえると、その潜在的な需要は高いことが予想される。

指定・未指定を問わず歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくには、先進事例を参考にしつつ、本市の実情に合わせた独自の制度の創設が求められる。保存活用計画の中では、地域遺産制度の骨組みをつくり、制度の運用を図る必要がある。

文化財は本来、行政とはかかわりなく地域住民が自らの手で守り伝えてきた有形・無形の様々な文化遺産である。指定文化財、未指定文化財という分類は、明治以降の文化財保護制度の中で生じたものであり、大切に守られて現在に伝えられているという点では、そこに本来差はないはずである。地域が本来持っていた文化遺産を守り伝えるという活動が、地域のアイデンティティーを明確にし、歴史文化をまちづくりに活かす上で、重要かつ有効であると考えられる。



写真 7-2 住民自治協議会が作成したパンフレット等

2 広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進

本構想は、本市の市域を対象としたものであるが、本来、歴史文化は現代の一行政区域の範囲内に収まるものではなく、隣接地域を含む広域的な地域間の結びつきの下に形成されてきた。事実、関連文化財群の中には大きく捉えれば、旧国郡、あるいは中国地方、西日本といった広域に及ぶものも存在する。たとえば、関連文化財群 4「大内氏の安芸国支配と国衆」の関連文化財群は、山口を本拠地とした西国有数の大大名の安芸国における拠点である。大内氏を切り口にした場合、本拠地である山口市や大陸との交流の窓口であった福岡市の博多、代官として鏡山城に在城した周防守護代陶氏の本拠周南市、安芸高田市域の毛利氏、島根県益田市域の益田氏など、その関連文化財群は広域にわたるのである。

本市の関連文化財群をより一層魅力的なストーリーに育てていくためには、広域の文化財との連携は重要であり有効である。関係する自治体、地域との間での広域的な観光ルートの設定やイベントの共同開催など、多様な連携・交流を進めることが求められる。

参考文献

- ・山川志典、伊藤弘、武正憲「「地域遺産制度」の実態と成果」『ランドスケープ研究』80(5) 2017年